

主な保育サービスの設置基準等について

区 分	特定教育・保育施設 (認可権限:東京都知事 ※中核市を除く)	地域型保育事業 (認可権限:区市町村長)			都制度 (東京都知事が認証)
	認可保育所	小規模保育事業		家庭的保育事業 ※旧 保育ママ(国ママ) (平成12年開始)	認証保育所
		A型・B型	C型		
制度開始年度	昭和23年度	平成27年度			平成13年度
1 設置主体	区市町村、民間事業者等	区市町村、民間事業者等		区市町村、民間事業者等	民間事業者等
2 申込方法 入所決定	・区市町村が「保育の必要性」を認定 ・区市町村に申込み、区市町村と契約	・区市町村が「保育の必要性」を認定 ・区市町村へ申込み、事業者と契約			認証保育所へ申し込み、利用者と事業者が直接契約
3 規 模	20人以上 (平均 100人)	6~19人(0~2歳児)	6~15人 (0~2歳児)	1~5人	A型 20~120人 (平均34人) B型 6~29人 (平均20人)
4 施設基準	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	区市町村が定める条例		区市町村が定める条例	認可保育所に準じた都独自の基準
乳児室、ほふく 室 (0、1歳児室)	1人当たり 3.3㎡以上 (国が指定する期間・地域に限り、年度途中2.5㎡まで弾力化可能)	1人当たり 3.3㎡以上	1人当たり 3.3㎡以上	1人当たり 3.3㎡以上	A型 3.3㎡以上 (年度途中2.5㎡まで弾力化可能) B型 2.5㎡以上
保育室・遊戯室 (2歳以上児室)	1人当たり 1.98㎡以上	1人当たり 1.98㎡以上			1人当たり 1.98㎡以上
屋外遊戯場	2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 (付近の代替場所でも可)	2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 (付近の代替場所でも可)		2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 (付近の代替場所でも可)	2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 (付近の代替場所でも可)
5 開所時間	11時間 が基本	区市町村が定める			13時間以上 が基本